

国民年金の各種免除・猶予制度をご利用ください

国民年金は、公的年金の加入期間が25年間(300ヵ月)以上あることが支給要件となっており、1ヵ月でも期間が満たない場合は、年金が一切支給されません。【最長加入期間は40年間(480ヵ月)】

また、未納期間がある場合は障害基礎年金や遺族基礎年金の支給を受けられなくなることもありますので、遅延なく納付されることが原則ですが、収入が少ないなどの事情により納付が困難な方には下記の免除制度がありますので、ご利用ください。

免除制度の種類・反映割合・納付額

免除の種類	月額納付額	年金額への反映割合	納付期間への反映
全額免除	0円	満額納付者の1/3	承認された期間は全て反映されます
4分の3免除	3,530円	満額納付者の1/2	期限内に納付しなければならない保険料を納付した期間に限り全て反映されます
半額免除	7,050円	満額納付者の2/3	
4分の1免除	10,580円	満額納付者の5/6	

納付額については、平成19年度の月額保険料(14,100円)を基に算出しています。

なお、申請できる期間は7月から翌年6月までとなり、原則、毎年申請する必要があります。

制度の種類	対象となる方	年金額への反映割合	納付期間への反映
学生納付特例	1年以上在学する方	なし	承認された期間は全て反映されます
若年者納付猶予	30歳未満の方		

承認される期間は

「学生納付特例制度」・・・4月から翌年3月までとなり、毎年度申請する必要があります。

「若年者納付猶予制度」・・・7月から翌年6月までとなり、原則、毎年申請する必要があります。

共通事項

免除および猶予を受けた期間の保険料については、10年以内であれば追納することができます。

ただし、承認を受けた期間の翌年度から起算して3年目以降に保険料を追納する際には、経過期間に応じた加算額が上乗せされますので、ご注意願います。

免除および猶予に関する審査は、一定の基準により行われますので、基準を超えているなどの理由により却下されることもあります。

離職者、震災・風水害などの被災者の方は所得に関係なく該当する場合があります。

審査対象者(納入義務者の全員が前年度所得額を基準より下回る必要があります)

制度の種類	納入義務者の順位
全額免除・一部免除	被保険者 世帯主 配偶者
学生納付特例	被保険者
若年者納付猶予	被保険者 配偶者

注意事項

年金を納付できるのは、対象月の2年後の翌月末日までとなります。(免除・猶予対象期間を除く)

【例：平成20年1月分は、平成22年2月末日が納付期限となります】

猶予(本来は支払わなければならない年金の支払いを引き伸ばすこと)期間については、将来において年金を納付(追納)しなければ、年金受給額には一切反映されません。ただし、加入期間の一部として反映されます。(資格期間のみ反映されます)

平成19年1月2日以降に南富良野町に転入された方は本町において前年度所得の確認ができないため、前住所地から所得証明書をお取りいただくこともあります。

申請先

『年金手帳』『印鑑』・学生納付特例を申請する方は『学生証の写し』を持参のうえ役場保健福祉課戸籍年金係までお越しください。